

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険税

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者がお金（保険税）を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」です。

私たちが納める保険税は、国の負担金などと共に医療を支える大切な財源です。本年度分の納税通知書は間もなく届きます。必ず納期内に納めましょう。

未就学児の均等割が軽減

今年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児の均等割額が軽減されます。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主に課税されます。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率および課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。

保険税の軽減

●所得が一定額以下の世帯

前年所得が一定額以下の場合、均等割、平等割が軽減されます。申告をしていない人がいる世帯

は対象外になってしまったため、前年の所得がなくても申告をしてください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で離職し、雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者になった場合、申請することで保険税が最大で2年間軽減されます。

※申請は保険年金課で行えます。手続きには、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証が必要です。

保険税の納付方法

●普通徴収（納付書、口座振替）

納期は6月から翌年1月までの8回です。口座振替が納付書に記載のある金融機関やコンビニ

ニエンスストア、スマホアプリ（Pay B・Pay Pay・LINE Pay）で納付できます。

●特別徴収（年金天引き）

一定の要件に当てはまる人は、年金から保険税が引き落とされます。口座振替に変更することもできます。

保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付しない場合、保険証の有効期限が短くなる場合があります。滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年に比べて一定額以上収入が減少する見込みの世帯は、申請することで国民健康保険税の減額または免除を受けることができます。くわしい内容は納税通知書に同封されたチラシや市ホームページで確認するか、税務課に問い合わせてください。

問い合わせ先

●課税の内容

税務課課税班

☎ 62・5321

●納税の相談

税務課収税班

☎ 62・5322

【別表】国民健康保険税の税率および課税限度額（令和4年度）

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満)
所得割額	(前年の所得－43万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
	未就学児の場合1人当たり*	10,500円	6,000円	－
平等割額	1世帯当たり	26,000円	－	－
課税限度額	世帯に課税される上限の額	63万円	19万円	17万円

※本年度から、未就学児の均等割が軽減されます。